

資料 1

群馬県文化基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 文化振興指針（第5条）

第3章 文化の振興に関する基本的施策

　　第1節 文化活動の自主性及び多様性の尊重（第6条）

　　第2節 芸術文化等の振興及び文化活動の充実（第7条－第15条）

　　第3節 文化活動の支援体制の充実（第16条－第20条）

　　第4節 人材の育成（第21条－第25条）

　　第5節 文化資産の保存及び活用（第26条－第30条）

　　第6節 情報発信及び文化交流の促進（第31条）

第4章 群馬県文化審議会（第32条－第40条）

第5章 群馬県文化振興基金（第41条－第48条）

第6章 雜則（第49条）

附則

文化は、人が自らの可能性を求める創造的な営みであり、人々に楽しさ、感動、安らぎと生きる喜びをもたらすものである。また、人々の心のつながりを育み、多様な価値観が共有される社会で強い絆となり得る。

私たちの郷土群馬は、古代から東国文化の中心地として脈々と築き上げてきた歴史と多彩な文化に富んだ地域であり、近代から現代にかけては産業、教育及び芸術の各分野で輝かしい歴史を有している。また、取り巻く豊かな自然も私たちの文化と暮らしを支え、各地域で継承されてきた伝統文化は、人々の結びつきを強くする役割を果たしてきた。昭和五十六年には、全国に先駆けて「文化県群馬」を宣言し、県を挙げて文化振興に取り組んできた。

しかし、今日、社会環境、経済状況等の変化により人と人、人と地域とのつながりが希薄になってきている。このような環境の中、県民による主体的かつ多様な文化活動の尊重を基本とし、文化の振興、文化を通じた人づくり、文化資産の保存及び活用等を図っていくことは、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、心豊かな活力ある地域社会の形成に寄与し、本県の発展に不可欠なものであると確信する。

ここに、私たちは、文化の優れた価値を認識して、これを育み、新たに創造し、次世代に継承し、更に発展させていくことにより、群馬らしい文化の高揚を目指すとともに、先人から受け継いできた群馬の限りない可能性を大きくはばたかせるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めること等により、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな文化にあふれた活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人の生まれながらの権利（以下「文化的権利」という。）であることを踏まえ、文化活動（文化に関する活動をいう。以下同じ。）を行う者又は文化活動を行う団体（以下「文化団体」という。）の自主性、創造性及び多様性が十分に尊重されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化活動が県民に喜び、感動及び潤いを与えるとともに、地域の活性化に資するものであることを踏まえ、県民が等しく、文化を鑑賞し、文化活動に参加し、又は文化の創造を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化の振興に当たっては、県民の文化活動が継続的に行われるべきものであることを踏まえ、県民の文化活動が活発に行われるような支援体制の充実が図られなければならない。

4 文化の振興に当たっては、文化活動が子どもたちの豊かな心を育成するとともに、地域の支え合う力を維持することを踏まえ、文化の継承及び発展を担う人材の育成が図られなければならない。

5 文化の振興に当たっては、豊かな自然と歴史風土に培われてきた地域における文化資産（第29条に規定する文化資産をいう。以下この項において同じ。）が県民の貴重な財産として育まれ、将来にわたり引き継がれるべきものであることを踏まえ、文化資産の保存及び活用が図られなければならない。

6 文化の振興に当たっては、文化活動が国内外の人と人、地域と地域の相互理解を深めるために重要な役割を果たすものであることを踏まえ、多様な文化との交流に努めるとともに、文化に関する情報の発信が図られなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、長期的かつ広域的な視点に立つとともに、広く県民の意見が反映されるよう配慮するものとする。

3 県は、市町村がその地域の特性に応じた文化振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

4 県は、文化活動を行う者及び文化団体の自主性及び文化活動の多様性に十分配慮しつつ、これらの者又は団体の間の連携並びにこれらの者及び団体に対する支援に努めるものとする。

5 県は、文化振興施策を推進するに当たっては、国、県内外の地方公共団体及び関係団体

との連携に努めるものとする。

(財政上の措置)

第4条 県は、文化振興施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 文化振興指針

第5条 知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な指針（以下「文化振興指針」という。）を定めるものとする。

2 文化振興指針は、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、文化振興指針を定めるに当たっては、あらかじめ、群馬県文化審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、文化振興指針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化振興指針の変更について準用する。

第3章 文化的振興に関する基本的施策

第1節 文化活動の自主性及び多様性の尊重

第6条 県は、全ての県民の文化的権利を尊重し、県民一人一人の文化活動への自主的な参加並びに多様な文化活動を行っている県民相互の理解及び連携が図られるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県民の文化に対する関心及び理解を深めるため、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 芸術文化等の振興及び文化活動の充実

(芸術文化の振興)

第7条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術文化（第3項に規定するメディア芸術を除く。次項において同じ。）の振興を図るため、これらの出版、公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、茶道、華道、書道その他の生活に係る芸術文化の振興及び囲碁、将棋その他の国民的娯楽の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(群馬特有の文化の振興)

第8条 県は、文化活動が郷土に対する誇りと愛着を深め、地域の絆を強めるとともに、豊かな郷土づくりにつながるよう、群馬特有の文化の創造、育成及び発展を図るための総合的な施策を講ずるものとする。

(創造性豊かな地域づくりの推進)

第9条 県は、文化を通じて地域の魅力を高めるとともに、県民生活に潤いをもたらす創造

性豊かな地域づくりが推進されるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ文化及び科学の推進)

第 10 条 県は、スポーツが文化的な役割を果たしていることを踏まえ、県民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことができるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、科学に係る知識の集積が県民にとって文化的な資産であることを踏まえ、県民が科学に親しむことができるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の文化活動の充実)

第 11 条 県は、県民が芸術文化を鑑賞する機会の充実を図るとともに、県民が自主的に文化活動を行うための機会及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者の文化活動の充実)

第 12 条 県は、豊富な知識と経験を有する高齢者が文化の重要な支え手であることを踏まえ、高齢者が行う文化活動の充実を図るとともに、高齢者が文化活動において活躍できるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者の文化活動の充実)

第 13 条 県は、障害者が行う文化活動の充実を図るため、障害者が文化に親しみ、障害者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化活動の充実)

第 14 条 県は、青少年が行う文化活動の充実を図るため、青少年による文化活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実)

第 15 条 県は、学校教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習等文化に関する教育の充実、文化活動を行う者及び文化団体による学校における文化活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 3 節 文化活動の支援体制の充実

(文化施設の機能の充実)

第 16 条 県は、自らの設置に係る文化施設（美術館、博物館、図書館、多目的ホール等をいう。以下同じ。）を文化活動の拠点とし、当該文化施設の文化芸術の鑑賞、創造又は交流の場としての機能の充実を図るとともに、その特色を生かした文化芸術に関する教育及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動の場の提供等)

第 17 条 県は、県民に身近な文化活動の場を提供するため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動に係る研究教育機関等の充実)

第 18 条 県は、文化に関する調査研究の充実を図るため、大学その他の研究教育機関（以下「研究教育機関等」という。）の機能の強化が図られるための環境の整備その他の必要な

施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動に対する企業の支援の促進)

第 19 条 県は、企業が県民の文化活動を尊重し、理解し、及び支援しようとする気運の醸成を図るとともに、企業による県民の文化活動への支援を促進するための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第 20 条 県は、文化振興施策の総合的な推進体制を整備するとともに、市町村、民間の団体、企業、研究教育機関等の間の連携が図られるよう努めるものとする。

2 県は、県民と協働して、文化活動を行う者及び文化団体が自立的かつ持続的に文化活動を行うことを可能とするための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 4 節 人材の育成

(次世代を担う子どもたちの育成)

第 21 条 県は、次世代を担う子どもたちが、豊かな人間性及び創造性を育むことができるよう、文化芸術を体験し、及びこれを創造する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動を行う者の育成等)

第 22 条 県は、文化活動を行う者の育成、文化を創造するための環境の整備、文化活動の成果を発表する機会の確保に関する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化団体の育成等)

第 23 条 県は、文化団体の育成、文化団体が行う文化活動が自主的に行われ、継続し、及び発展するための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動を支える活動を行う者及び団体の育成等)

第 24 条 県は、文化活動を支える活動を行う者及び団体の育成及び確保を図るため、研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第 25 条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

第 5 節 文化資産の保存及び活用

(伝統文化の保存等)

第 26 条 県は、各地域固有の民謡・民舞、神楽、歌舞伎、人形芝居、祭り囃子その他の伝統芸能及び地域の年中行事、わらべうた、昔話その他の伝統的な文化（以下これらを「伝統文化」という。）の適切な保存、継承及び発展を図るため、伝統文化の伝承者の養成、伝統文化の映像等による記録並びにその保存及び活用に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等及び歴史的な文書等の保存等)

第 27 条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）が適切に保存され、及び活用されるよう、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支

援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、郷土についての歴史的価値がある文書及び記録が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(世界遺産等への登録等)

第 28 条 県は、世界遺産（顕著な普遍的価値を有する文化遺産又は自然遺産として、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条第 2 項に規定する世界遺産一覧表に記載されるものをいう。）、無形文化遺産（たぐいない価値を有する無形文化遺産として、無形文化遺産の保護に関する条約第 16 条又は第 17 条に規定する一覧表に記載されるものをいう。）又はユネスコ記憶遺産（世界的に重要な記憶遺産（人類の記憶として後世に残すべき直筆の文書、書籍、絵、地図等をいう。）として、国際連合教育科学文化機関が実施する記憶遺産事業によって登録されるものをいう。）（以下「世界遺産等」という。）への登録を目指すべき文化財については、その普遍的な価値に係る更なる調査研究等を行うとともに、国内外に対する当該文化財の紹介及び宣伝、当該登録に向けた関係機関への働きかけその他 必要な取組を行うものとする。

- 2 県は、文化財が世界遺産等に登録された場合には、当該文化財が人類全体の財産として適切に保存され、及び広く活用されるようにするとともに、その登録の効果を最大限に利用して、群馬の文化の発展に資する施策を講ずるものとする。

(文化資産の活用)

第 29 条 県は、地域における文化資産（伝統文化、文化財等、世界遺産等、景観、食文化等の多様な分野において活用される文化的な価値を有する資産をいう。以下同じ。）の価値を再認識し、これらを活用した観光の振興をはじめ地域の振興が図られるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化資産を生かしたまちづくり)

第 30 条 県は、地域における文化資産が文化の基盤をなすことを踏まえ、これらを生かしたまちづくりを行う市町村等に対して必要な情報の提供、助言その他の支援を講ずるものとする。

- 2 県は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

第 6 節 情報発信及び文化交流の促進

第 31 条 県は、県民の文化活動の促進及び文化資産を活用した地域の振興を図るため、文化に関する情報を収集するとともに、地域における文化資産及び地域の魅力を国内外に発信する活動が促進されるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、文化活動に関する地域間の交流及び国際交流の推進に努めるものとする。

- 3 県は、多様な文化、生活習慣及び価値観を有する外国籍県民が居住していることを踏まえ、外国籍県民と地域住民との文化活動における交流を促進するため、外国籍県民が地域の一員として文化活動に参加できるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第4章 群馬県文化審議会

(設置)

第32条 次に掲げる事項を処理するため、群馬県文化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 文化振興指針に定める事項について調査審議し、知事に意見を述べること。
- 二 群馬県文化振興基金の処分について調査審議し、知事に意見を述べること。
- 三 文化の振興に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、知事に意見を述べること。

(組織)

第33条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(任命)

第34条 委員は、文化の振興に関し学識経験を有する者、文化活動を行う者及び文化関係団体の代表者等のうちから、知事が任命する。

(任期)

第35条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第36条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者等のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第37条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第38条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第39条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名

する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。

(雑則)

第 40 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 5 章 群馬県文化振興基金

(設置)

第 41 条 文化振興施策に資する事業を推進するため、群馬県文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 前項の事業は、次に掲げるものとする。

- 一 文化及び芸術の振興に係る事業
- 二 文化の振興による創造性豊かな地域づくりに係る事業
- 三 文化を担う人材の育成に係る事業
- 四 文化資産の保存及び活用に係る事業
- 五 美術品、博物館資料等の取得に係る事業

(積立て)

第 42 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 43 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 44 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 45 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 46 条 基金は、第 41 条第 1 項に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

2 前項の処分をするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(寄附)

第 47 条 文化的振興のための寄附があったときは、その趣旨を踏まえ、これを一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

2 知事は、文化的振興のための寄附をした者には、必要に応じて、基金の使途を報告する

ものとする。

3 知事は、文化の振興のための寄附が促進されるような措置を講ずるものとする。

(委任)

第48条 この章に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 雜則

(委任)

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 群馬県立近代美術館協議会条例（昭和五十年群馬県条例第六号）

二 群馬県立歴史博物館協議会条例（昭和五十五年群馬県条例第一号）

三 群馬県美術品等取得基金条例（昭和五十四年群馬県条例第十一号）

四 群馬県芸術文化振興基金条例（昭和五十九年群馬県条例第十二号）